

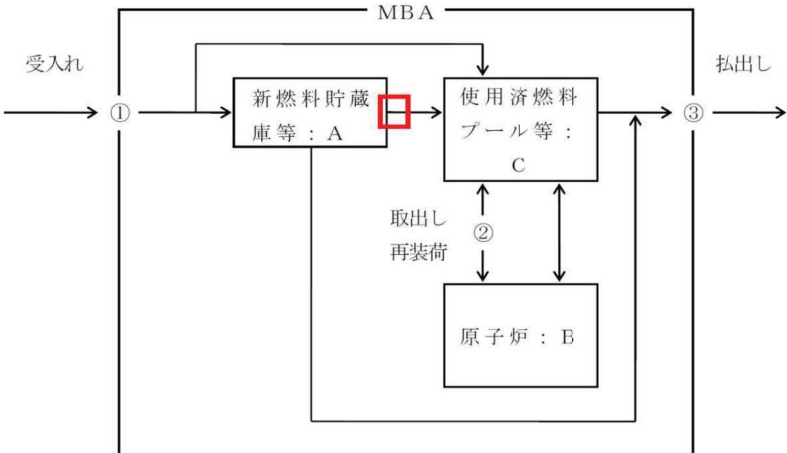
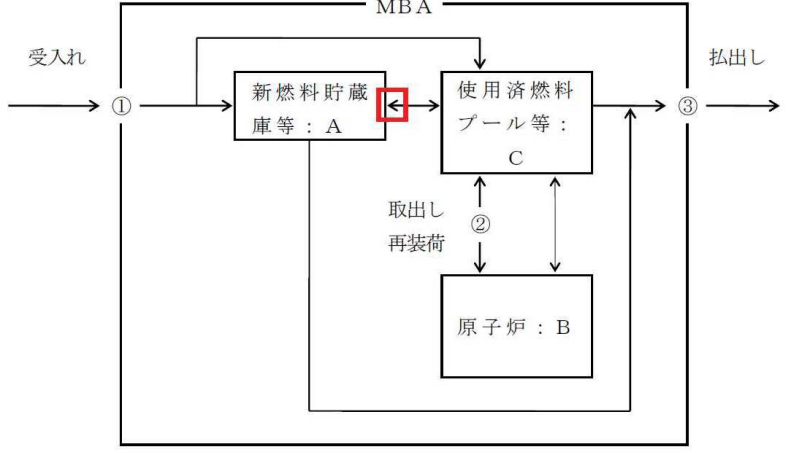
「女川原子力発電所 計量管理規定」変更前後比較表 (1/5)

別添

現 行	変 更 案	備 考
<p data-bbox="275 260 425 288">原-0-10</p> <p data-bbox="407 475 846 603">女川原子力発電所 計 量 管 理 規 定</p> <p data-bbox="445 1058 846 1145">昭和58年 4月 2日 ( 制 定 ) 平成27年 6月 2日 (第12回改正)</p> <p data-bbox="575 1246 678 1275">原子力部</p>	<p data-bbox="1171 260 1321 288">原-0-10</p> <p data-bbox="1303 475 1751 603">女川原子力発電所 計 量 管 理 規 定</p> <p data-bbox="1346 1066 1751 1153">昭和58年 4月 2日 ( 制 定 ) 令和 2年 月 日 (第13回改正)</p> <p data-bbox="1476 1257 1579 1286">原子力部</p>	<p data-bbox="1989 1182 2139 1206">第13回改正来歴</p>



「女川原子力発電所 計量管理規定」 変更前後比較表 (3/5)

現 行	変 更 案	備 考
<p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この規定は、平成27年6月8日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">別図第2 主要測定点およびその符号 (第9条, 第54条関係)</p> <p>1 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質の核燃料物質計量管理区域における主要測定点</p> 	<p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この規定は、令和2年●月●日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">別図第2 主要測定点およびその符号 (第9条, 第54条関係)</p> <p>1 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質の核燃料物質計量管理区域における主要測定点</p> 	<p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、適切な日に施行するものとする</p> <p>女川原子力発電所1号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加</p>



## 「女川原子力発電所 計量管理規定」 変更前後比較表 (5/5)

現 行	変 更 案	備 考																								
<p>別表第8 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質および 使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項等 (第43条, 第74条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">報告書名</th> <th style="width: 15%;">提出時期</th> <th style="width: 40%;">報告概要</th> <th style="width: 20%;">報告の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 核燃料物質の事故損失に係る報告書</td> <td>発生後遅滞なく</td> <td>核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>12 サイト内建物報告書</td> <td>毎年12月31日から1月以内</td> <td>毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第32項</td> </tr> </tbody> </table>	報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠	11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第32項	<p>別表第8 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質および 使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項等 (第43条, 第74条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">報告書名</th> <th style="width: 15%;">提出時期</th> <th style="width: 40%;">報告概要</th> <th style="width: 20%;">報告の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 核燃料物質の事故損失に係る報告書</td> <td>発生後遅滞なく</td> <td>核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>12 サイト内建物報告書</td> <td>毎年12月31日から1月以内</td> <td>毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第34項</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">以 上</p>	報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠	11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第34項	<p>法令改正に伴う変更</p>
報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠																							
11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項																							
12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第32項																							
報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠																							
11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項																							
12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第34項																							